

2018年4月27日新設

商工会会費細則

商工会規約 4-1（会費）詳細を定めるため、商工会会費細則を定める。

1. 新入会員の会費は当年度9月末までに承認された場合には年度会費全額、10月以降3月までに承認された場合には年度末の月割りで会費を納めることとし、2018年度より実施する。